（別紙様式１）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　号  　 　　　　　　　令和　 年　 月 　日  　文部科学大臣　殿    　　　　 　　　　補助事業者等名  　　　　　　　　　　私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る  　　　　　　　　　　財産処分承認申請書  　私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定により（＊）、下記のとおり承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。  記  １　処分の内容   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 施　設 名 | 住所 | 補助  年度 | 事 業 名 | 施設  区分 | 構造  区分 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 補　助  面　積 | 補　助  金　額 | 処分  内容 | 処分予  定年月 | 備　考 | | ㎡  （　 ） | 千円  （ 　　 ） |  |  |  |   ２　経過及び処分の理由  ３　添付資料  　(1)実績報告書及び額の確定通知書の写し  (2)建物配置図  　(3)今回の処分のために必要となる廃園又は認可変更等に関する書類  (4)その他参考資料  ４　経由機関  　　 　　　　　　　　　　　　　　　都道府県知事等  　　（経由機関の意見）  ５　補助事業者等及び経由機関の連絡先  (1)補助事業者等  　担当部署名：  　担当者名：  　連絡先（電話番号、メールアドレス等）：  (2)経由機関  　担当部署名：  　担当者名：  　連絡先（電話番号、メールアドレス等）： |

（記入要領）

１　認定こども園施設整備交付金の間接補助事業等に係る財産処分の場合は、＊の部分を「第７条第３項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

２ 「事業名」欄：新築、増築、改築等の補助事業名の別を記入する。

３ 「構造区分」欄：Ｒ（鉄筋コンクリート造）、Ｗ（木造）、Ｓ（鉄骨・その他造）の別を記載すること。

４ 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（　）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。

５ 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、（有償・無償）譲渡、交換、（有償・無償）貸付、担保）及び処分先などを記入する。

６　保育所連携施設の承認手続（通知４(1)④の場合）は、「３　添付資料」に掲げる「(4)その他参考資料」として、次の①から④までの事項に係る資料を提出すること。

①　幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法

②　転用後の幼稚園・保育所の認可面積

③　幼稚園定員の変更等の届け出又は認可状況

④　保育所設置認可の状況

７　私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の場合は、「経由機関の意見」欄に所管の私立幼稚園に係る都道府県の意見として、当該財産処分が適当と認められる理由を簡潔に記入する。（なお、認定こども園施設整備交付金に係る財産処分の場合は、本欄は記載不要）

８　補助事業者等及び経由機関における書面への押印は原則不要とする。押印をしない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、連絡先等を記載すること。

（別紙様式２）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　号  　 　　　　　　　令和　 年　 月 　日  　文部科学大臣　殿  　　　　 　　　　補助事業者等名  　　　　　　　　　　私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る  　　　　　　　　　　財産処分報告書  　私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので平成３１年３月２９日付け３０文科初第１３６８号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認等について」により報告します。  記  １　処分の内容   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 施設名 | 住所 | 補助  年度 | 事 業 名 | 施設  区分 | 構造  区分 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 補　助  面　積 | 補　助  金　額 | 摘要 | 処分内容 | 処分予  定年月 | 備　考 | | ㎡  （ ） | 千円  （ 　 ） |  |  |  |  |   ２　経過及び処分の理由  ３　添付資料  (1)実績報告書及び額の確定通知書の写し  (2)建物配置図  (3)今回の処分のために必要となる廃園又は認可変更等に関する書類  (4)別紙様式３「財産処分報告事項照合票」  (5)その他参考資料  ４　経由機関の意見  　　 　　　　　　　　　　　　　　　都道府県知事等  （別紙「財産処分報告事項照合票」の「都道府県の意見欄」に同じ。）  ５　補助事業者等及び経由機関の連絡先  (1)補助事業者等  　担当部署名：  　担当者名：  　連絡先（電話番号、メールアドレス等）：  (2)経由機関  　担当部署名：  　担当者名：  　連絡先（電話番号、メールアドレス等）： |

（記入要領）

１ 「事業名」欄：新築、増築、改築等の補助事業名の別を記入する。

２ 「構造区分」欄：Ｒ（鉄筋コンクリート造）、Ｗ（木造）、Ｓ（鉄骨・その他造）の別を記載すること。

３ 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（　）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。

４　「摘要」欄：本通知３(1)報告事項の①～⑦のうち、いずれに該当するか番号を記載する。

（抵当権設定の場合は記載不要）

５ 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、（有償・無償）譲渡、交換、（有償・無償）貸付、担保）及び処分先などを記入する。

６　私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の場合は、「経由機関の意見」欄に、所管の私立幼稚園に係る都道府県の意見として、当該財産処分が適当と認められる理由を簡潔に記入する。（なお、認定こども園施設整備交付金に係る財産処分の場合は、本欄は記載不要）

７　補助事業者等及び経由機関における書面への押印は原則不要とする。押印をしない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、連絡先等を記載すること。

（別紙様式３）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産処分報告事項照合票   |  |  | | --- | --- | | 照　　合　　事　　項 | 学　校　法　人　意　見　欄 | | (1)幼稚園若しくは認定こども園における教育を実施する部分用のスペースを確保しているか。  （※記入要領１） |  | | (2)教育機能は確保されているか。  （※記入要領２） |  | | (3)寄附行為上の問題はないか。  （※記入要領３） |  | | (4)転用施設の認可（見込み）状況  （※記入要領４） |  |  |  | | --- | | 【学校法人等の総合的な意見欄】（※記入要領５） |  |  | | --- | | 【都道府県の意見欄】（※記入要領６） | |

（記入要領）

１　幼児数の将来推計や認可上必要となる面積の確保など、幼稚園若しくは認定こども園における教育を実施する部分用のスペースの確保に関する検討結果等を記入すること。

　　なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し、廃園となる学校に係る建物等の転用等については、記入不要。

２　教育機能への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と幼児との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等について記入する。

　　また、単独で改築する建物の取り壊しは、新・旧園舎の面積対照表を添付すること。

　　なお、災害等により全壊等した建物等の取り壊し若しくは廃棄、廃園となる建物等の転用等については記入不要。

３ 設立の目的等、寄附行為上問題が生じないかを確認すること。

４　転用施設の認可（見込み）状況を記入すること。また、必要に応じて、参考資料を添付すること。

５　学校法人等の当該施設転用に関して、財産処分に至る経過・理由を含めた総合的な意見を記入すること。

６　所管の私立幼稚園に係る都道府県知事の意見として、当該財産処分が適当と認められる理由を簡潔に記入すること。（なお、認定こども園施設整備交付金に係る財産処分の場合は、本欄は記載不要）

７　必要に応じて、照合の参考となる資料を添付する。